

新旧対比表 (82Debit<JCB>規定集)

- 「旧」欄：削除・修正箇所を青字・下線で表示
- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字・下線で表示
- 「備考」欄：変更理由等を記載（本旨に影響のない表現・語句変更等の記載は省略）

1. 82Debit<JCB>会員規約

(1) 第29条（退会および会員資格の喪失等）

旧	新	備考
<p>1.～3. 省略</p> <p>4. 会員 <u>（(5)または(9)のときは、</u> それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、<u>(1)、(5)、(8)、(9)</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(10)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>5.～9. 省略</p>	<p>1.～3. 省略</p> <p>4. 会員 <u>（(5)、(9)、(10)、(11)のいずれかのときは、</u> それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、<u>(1)、(5)、(8)、(9)、(11)</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(10)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11)会員の預金口座が当行の普通預金規定等に定める未利用口座に該当したとき。</u></p> <p>5.～9. 省略</p>	<p>利用代金決済口座が未利用口座に該当した場合の会員資格喪失について追記</p>

新旧対比表 (82Debit<JCB>規定集)

- 「旧」欄：削除・修正箇所を青字・下線で表示
- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字・下線で表示
- 「備考」欄：変更理由等を記載（本旨に影響のない表現・語句変更等の記載は省略）

(2) 82Debit<JCB>に関する特則

旧	新	備考
	<p>新設</p> <p><u>82Debit&lt;JCB&gt;に関する特則</u></p> <p><u>第1条（保証）</u></p> <p><u>1. 会員はカード利用により発生する当行に対する一切の債務について JCB に保証を委託し、その保証を受けるものとします。</u></p> <p><u>2. 会員と JCB との間の保証に関する取り決めは、別途「82Debit&lt;JCB&gt;保証委託約款」に定めるものとします。</u></p> <p><u>第2条（ポイント付与）</u></p> <p><u>1. 当行は、別途定めるところにより、会員に対してデビットショッピング利用代金の金額その他の基準に応じて、デビットショッピング利用に対する特典として、提携会社（当行）の提供するポイント「myCoin」を付与できるものとします。</u></p> <p><u>2. 「myCoin」の内容及び利用条件は、提携会社（当行）が定める「マイコイン規約」に定める通りとします。</u></p> <p><u>第3条（サービスの利用停止）</u></p> <p><u>1. 会員は、第23条第1項から第3項に定める当行への弁済を怠った場合、その返済が完了するまでの間デビット取引および付帯サービスの全部もしくは一部を一時的に停止することがあります。</u></p> <p><u>2. 当行は、会員が本規約に違反もしくは違反する恐れがある、またはカードの利用状況に不審がある場合には、デビット取引および付帯サービスの全部もしくは一部を一時的に停止することがあります。</u></p>	82Debit<JCB>に関する特則を追加

新旧対比表 (82Debit<JCB>規定集)

- 「旧」欄：削除・修正箇所を青字・下線で表示
- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字・下線で表示
- 「備考」欄：変更理由等を記載（本旨に影響のない表現・語句変更等の記載は省略）

(3) 提携会社

旧	新	備考
	<p>新設</p> <p><u>&lt;提携会社&gt;</u></p> <p><u>○iBank マーケティング株式会社</u></p> <p><u>〒810-0002 福岡県福岡市中央西中洲6番27号</u></p> <p><u>利用目的：ポイント等提供およびキャッシュバック等のデビットカード利用に対する特典提供</u></p> <p><u>提供個人情報：取引ID、当行口座情報（店番、口座番号、預金科目）</u></p>	<p>提携会社として、iBank マーケティング株式会社を追加</p>

新旧対比表 (82Debit<JCB>規定集)

- 「旧」欄：削除・修正箇所を青字・下線で表示
- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字・下線で表示
- 「備考」欄：変更理由等を記載（本旨に影響のない表現・語句変更等の記載は省略）

2. 個人情報の取扱いに関する同意事項

第5条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

旧	新	備考
<p>1. (1)～(6)省略</p> <p><u>(7) 上記(5)(6)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</u></p>	<p>1. (1)～(6)省略</p> <p><u>(7) 当行は以下の当行が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「提携会社（当行）」という。）に、会員等に対する提携会社（当行）のサービス提供等のため、下記①、②の個人情報を提供します。</u></p> <p><u>・ iBank マーケティング株式会社：ポイント等提供およびキャッシュバック等のデビットカード利用に対する特典提供のため</u></p> <p><u>①取引 ID</u></p> <p><u>②当行口座情報（店番、預金科目、口座番号）</u></p> <p><u>(8) 上記(5)(6)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCB、上記(7)の提供に係る個人情報の管理について責任を有する者は当行となります。</u></p>	<p>ポイント付与に関する記述を追加</p>

以上